平成２８年（フ）第１２４２号
名古屋市中川区八田町2702番地、従前の住所名古屋市中村区岩塚町５丁目16番地の１
破産者　鬼頭　郁江（旧姓新海）
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２８４号
大阪市住吉区我孫子西２丁目11番16号
破産者　辻本憲太朗
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３６２号
大阪府東大阪市若江西新町４丁目６番６号近鉄物流社宅104号
破産者　楮山　道夫
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９８７号
大阪府摂津市新在家１丁目７－５パークサイドマンション101号室、開始決定時大阪府摂津市鳥飼本町５丁目８番30―401号
破産者　北摂美装こと　藤野　智宏
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９９４号
大阪府摂津市鳥飼下３丁目35番15号　西口方、前住所神戸市中央区二宮町４丁目23番18号ときわ布引ハイツ202号
破産者　竹内　俊彦
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９３９号
滋賀県栗東市苅原243番地（302号）
破産者　安達　正臣
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２６２号
香川県高松市伏石町2035番地３　居石マンション206、前住所大阪市淀川区十八条１丁目13番５号
破産者　川岡　雅博
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２６３号
大阪府河内長野市南花台１丁目31番17号
破産者　朝野　叡嶽
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３５０号
大阪市西区南堀江１丁目15番17―405号
破産者　綜上　和征
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５７７号
北海道函館市梁川町20番18号ノースコート梁川208号室、住民票上の住所大阪府東大阪市三ノ瀬１丁目10番８号
破産者　山口　　洋
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９４号
神戸市灘区中原通３丁目１番17号　サンシャインハイツ606
破産者　村上　　彩
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６１号
兵庫県川西市小花２丁目７番３―804号
破産者　大硲　**靜**雄
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１６４号
福岡市中央区薬院３丁目16―33―802、住民票上の住所大阪市北区中崎１丁目２番３―306号
破産者　田中　晃司
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
兵庫県川西市加茂１丁目６番24号
破産者　堀井　和彦
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１８２号
兵庫県宝塚市口谷東１丁目５番１―501号
破産者　西上　博幸
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２７６号
兵庫県姫路市網干区津市場340番地４
破産者　冨田八重子
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第９０号
青森県三戸郡南部町大字森越字衛門佐窪12番地４　向山団地３号
破産者　川守田奈々子
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
岩手県北上市上野町２丁目32番27号　サンシャインヒル101号、旧住所岩手県北上市黒沢尻４丁目１番６号
破産者　菊池　勝主
法定代理人成年後見人　中居あさみ
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部